

令和3年5月
神戸税関

関係各位

本関地区における保税取締窓口等の変更について

平素から税関行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
本関地区の保税取締部門が下記のとおり変更することになりましたのでお知らせします。

記

1. 変更年月日日

令和3年7月1日（木）

2. 変更事項

6月30日をもって、ポートアイランド出張所保税部門、六甲アイランド出張所保税部門を廃止し、7月1日からの担当部門は以下のとおりとなります。

【受付窓口】

●監視部統括監視官（保税取締第1部門担当）（仮称）

神戸市中央区港島中町2-1（ポートアイランド出張所1階）

電話078-303-3552

担当：本関地区（3A）及びPI地区（3F）

●監視部統括監視官（保税取締第2部門担当）（仮称）

神戸市東灘区向洋町西1（六甲アイランド出張所1階）

電話078-857-0743

担当：六甲地区（3G）

※本関の保税取締窓口は廃止になりますが、その他保税関係部門（保税総括・保税許可・保税検査）に変更はありません。

【申請先】

●本関地区における保税業務に関する申請先

保税関係業務におけるNACCSでの申請先は、

申請官署	
6月30日まで	7月1日から
3A	3Aに統一
3F	
3G	

となりますが、許認可は便宜的に前記受付窓口に分けて処理します。

また、紙面での申請は、両窓口で受付けいたしますが、紙面上の申請先は、「神戸税関長」としてください。

※輸出入通関関係の申請先は従来通りですので、ご注意願います。
その他、蔵置場ベースでの所管部門は以下のとおりです。

蔵置場の所管		
蔵置場コード	6月30日まで	7月1日から
3AXXX 3BXXX	本関保税取締部門	保税取締第1部門 (PI)
3FXXX	PI保税部門	
3GXXX 3DXXX 3EXXX 3HXXX	六甲保税部門	保税取締第2部門 (六甲)

《ご参考（NACCS関係）》（下線部は11月29日に更新）

①保税運送について

6月30日までに廃止官署（3F、3G）で到着確認を行っていない場合、7月1日以降、運送先の保税蔵置場で搬入確認登録（BIA）業務を行ってください。

ただし、6月30日までに「税関確認を要する事故貨物（Z通報）」の旨をBIA業務で入力し、税関の事故貨物確認登録業務が7月1日以降になる場合は、上記2の受付窓口までご連絡ください。

②包括保税運送承認について

6月30日以前に廃止官署（3F、3G）で承認された包括保税運送承認については、7月1日以降残っている「承認」分を引き続き有効なものとして、当該「承認」分を親とした個別の保税運送申告（OLT）業務は可能です。

なお、6月30日までに承認された包括保税運送情報について、「包括保税運送申告」業務（業務コード：TDC）を利用して継続申告される場合で、例えばNACCSセンターへ問い合わせるようエラー表示されるときは、当初申告として当該業務（TDC）の「包括保税運送申告番号」欄を空白にて申告願います。

③他所蔵置許可申請について

「他所蔵置許可申請」業務（業務コード：TYC）を利用される場合は、申請先税関官署（「申請官署」欄）及び他所蔵置場所の管轄税関官署（「他所蔵置場所*」欄）には、それぞれ税関官署コードを「3A」として登録願います。

また、上記業務により貨物情報が登録される場合で、その後続業務において一般申告として「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）を利用されるときは、「蔵置場所*」欄に「3AZZ1」を入力、「あて先官

署」欄に当該他所蔵置場所の所在地を管轄する通関官署に応じる官署コード（「3A」、「3F」又は「3G」のいずれか）を入力願います（「蔵置場所*」欄に「3AZZ1」を入力すると「3A」が自動的に出力されますので、ご注意ください。）。

なお、「輸出申告事項登録」業務（業務コード：EDA）を利用されるときにおかれましても同様にご対応願います。

「他所蔵置許可申請」業務（業務コード：TYC）を利用されない場合のお手続きに関するお問合せは最寄りの税関窓口までお寄せください。

【問合せ先】

<保税手続全般>

神戸税関監視部保税地域監督官
(保税総括部門担当)

078-333-3075

<NACCS輸出入通関関係手続>

神戸税関業務部統括審査官
(通関総括第1部門)

078-333-3086